

令和6年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率の公表

令和7年9月

健全化判断比率

(単位: %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
糸満市の比率	—	—	9.2	22.0

※ 赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」と表示しています。

◎実質赤字比率及び連結実質赤字比率については赤字はなく健全な状態です。

◎実質公債比率については早期健全化基準を下回っており健全な状態です。

◎将来負担比率について早期健全化基準を下回っており、健全な状態です。

資金不足比率

糸満市の公営企業会計は、水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計、糸満漁港ふれあい公園事業特別会計、土地区画整理事業特別会計があり、いずれの会計においても資金不足は生じておらず、健全な状態です。

なお、真栄里土地区画整理事業特別会計については、令和6年度決算において”一般会計等”として取り扱うため、資金不足比率の算定に含まれておりません。

用語の説明

・実質赤字比率： 一般会計等の実質的な赤字の程度を比率化したもので、早期健全化基準は12.85%以上となっています。

・連結実質赤字比率： 一般会計及び全特別会計の収支を合算した、会計全体の実質的な赤字の程度を比率化したもので、早期健全化基準は17.85%以上となっています。

・実質公債費比率： 一般会計が負担する公債費及び公債費に準じた経費の程度を比率化したもので、早期健全化基準は25.00%以上となっています。

・将来負担比率： 一般会計が将来負担すべき実質的な負債(市債残高のほか、退職手当支給予定額、糸豊清掃施設組合等の地方債残高)の程度を比率化したもの、早期健全化基準は350.00%以上となっております。

・資金不足比率： 公営企業の資金不足額の程度を比率化したもの、経営健全化基準は20%となっています。